令和５年４月10日発行（毎月10日発行）中小企業レポート通巻第557号

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

月刊 中小企業レポート

2023
4
No.557

長野県中小企業団体中央会

特集1
令和４年度 伝統的工芸品産業後継者育成・販路開拓支援事業

特集2
伝統的工芸品とともに信州各地の地域のリブランディングを

ご来店不要

出かけなくても便利!

スマホ窓口

驚きの使いやすさ!

ダウンロード&利用料 無料

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

「スマホ通帳」は、入出金の管理がカンタン!!

スマホで口座開設

詳しくはコチラから

無通帳型普通預金 なら

ナイスパスWeb(ウェブ)

セブン銀行ATM ご利用手数料

いつでも無料

●有料の時間帯は110円(消費税等含む)のご利用手数料が必要となりますが、無通帳型普通預金は即時、お客さまの口座にキャッシュバックいたします。
●ATMが設置されていない地域・店舗もございます。●セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

けんしん BANK

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2023
4
No.557

2 **特集1**
令和４年度 伝統的工芸品産業
後継者育成・販路開拓支援事業

6 **特集2**
伝統的工芸品とともに信州各地の地域のリブランディングを

10 **中央会インフォメーション**

16 **ズームアップ！組合の魅力発見**
長野県電気工事業工業組合

17 **生産性革命と挑戦**
北信地域材加工事業協同組合

18 **わが社の経営戦略**
フィット工業株式会社

19 **市町村のイチオシ！**
中川村

20 **ITコーディネーターによるDX理解講座**
情報セキュリティ10大脅威2023発表

〈表紙写真〉 陣馬形山山頂からの風景

村のシンボルとして村民から愛されている陣馬形山。標高1,445mとそれほど高くはありませんが、戦国時代には武田氏の狼煙台として軍事的な情報伝達などに使用されたとも言われています。360度の大パノラマの山頂からは中央・南アルプスの山並みが目の前に広がり、眼下には伊那谷の絶景が一望できます。

報告 令和４年度 伝統的工芸品産業後継者育成・販路開拓支援事業

～ ３年ぶりに長野県伝統工芸品展を開催 ～

長野県中小企業団体中央会は、長野県の伝統的工芸品産業について、後継者の育成･確保、新商品の開発、内外への販路開拓など、産地が意欲的に取り組む新たな挑戦を支援し、伝統的工芸品の魅力向上と産地の活性化を図るため「伝統的工芸品産業後継者育成・販路開拓支援事業」の委託契約を締結、技術伝承事業のほか、販路開拓事業として３年ぶりに長野県伝統工芸品展を開催した。

販　路　開　拓

～国際伝統芸術招待展、長野県伝統工芸品展、新作展～

■第12回国際伝統芸術招待展

上海芸術品博物館にて、７月11日から８月12日まで第12回国際伝統芸術招待展が開催され、当県の伝統的工芸品を出品した。

出品した作品は、木曽漆器（漆盆、お椀)、信州紬（ネクタイ)、内山紙（障子紙)、南木曽ろくろ（花器)、曲物（弁当箱)、お六櫛、飯田水引（髪飾り、鶴亀)、信州組小細工（ミニ衝立）であった。日本からの出展は長野県のみが出品した。

■第38回長野県伝統工芸品展

コロナ禍において開催が中止されていた長野県伝統工芸品展が３年ぶりに令和５年１月18日(水)から24日(火)まで松本市の井上百貨店で開催された。

今回は、第１回新作展も同時に開催され、前日(17日)の審査会により、出展作品の中から長野県知事賞(１点)には「組子の灯(あか)り」(照明器具、信州組子細工・栄建具工芸出品)が選定され、ほか大賞２点、特別賞５点が選ばれた。

後継者育成・確保
～技術伝承講習会～

■伝統工芸技術伝承講習会

各産地において、伝統工芸士などの熟練技術者等を講師に、伝統技術・技能の継承や担い手の確保を図るために県内の７産地において講習会が開催された。対象としたのは経済産業大臣指定のうち「木曽漆器」「内山紙」、長野県知事指定のうち「長野県農民美術」「信州竹細工（戸隠中社）」「信州竹細工（須賀川）」「信州からまつ家具」「小沼箒」。

技術伝承事業の概要

■信州竹細工（須賀川竹細工振興会）
- ・回　数　　8回
- ・内　容　　須賀川竹細工技術の伝承
- ・参加者　　6名

■長野県農民美術（長野県農民美術連合会）
- ・回　数　　6回
- ・内　容　　こっぱ人形初心者講習
- ・参加者　　9名

■木曽漆器（木曽漆器工業協同組合）
- ・回　数　　5回
- ・内　容　　漆修復技術講習
- ・参加者　　15名

■小沼箒（小沼ほうき振興会）
- ・回　数　　5回
- ・内　容　　小沼箒作成伝統技術の伝承
- ・参加者　　6名

■内山紙（内山紙協同組合）
- ・回　数　　6回
- ・内　容　　手漉き内山障子紙の伝統技術の伝承
- ・参加者　　6名

■信州竹細工（戸隠中社竹細工生産組合）
- ・回　数　　5回
- ・内　容　　戸隠竹細工製作技術の伝承
- ・参加者　　8名

■信州からまつ家具（針葉樹家具開発研究会）
- ・回　数　　5回
- ・内　容　　アンティーク処理技術講習会
- ・参加者　　31名

インフォメーション

「長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（通称：伝統的工芸品条例）」が制定・施行

３月の長野県議会において「長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（通称：伝統的工芸品条例）」が制定された。施行日は、令和５年４月１日。

条例制定の背景は、近年、生活様式の変化や大量生産品の普及により、伝統的工芸品の需要が減少し、担い手の確保や後継者の育成が困難となり、産業としての存続が危ぶまれていること。このため、伝統的工芸品を未来につなぐ環境をつくり、県、市町村、事業者等が一体となって伝統的工芸品産業の振興を図ることで、県民の豊かな暮らしと地域経済の持続的な発展が実現することを期して、住民の代表である県議会の総意により条例が制定された。

【条例の概要】

■目　的（第１条）

この条例は、伝統的工芸品産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに伝統的工芸品産業に関する事業者（以下「事業者」という。）及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、伝統的工芸品産業の振興のための施策を総合的に推進し、もって県民の豊かな暮らしの実現及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

■定　義（第２条）

この条例において「伝統的工芸品」とは、伝統的な技術又は技法等を用いて県内で製造される工芸品であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）伝統的工芸品産業の振興に関する法律第２条第１項の規定により経済産業大臣が指定した工芸品であること。

（２）第８条第１項の規定により知事が指定した工芸品であること。

■基本理念（第３条）

伝統的工芸品産業の振興は、県、市町村、事業者及び関係団体の連携協力の下、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

（１）伝統的工芸品の価値及び魅力を周知することにより、需要を拡大すること。

（２）伝統的な技術を継承するとともに、次代の伝統的工芸品産業を担う人材を育成すること。

（３）伝統的な技術を新たな事業分野へ活用すること及び既存の事業分野において応用することにより、伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進すること。

■責務・役割

対 象 者	主な内容
県（第４条）	伝統的工芸品産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。
市町村との連携等（第５条）	県は、伝統的工芸品産業の振興に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する施策に協力する。
事業者（第６条）	伝統的工芸品の価値及び魅力の積極的な発信並びに次代の伝統的工芸品産業を担う人材の確保及び育成に努めるとともに、受け継がれてきた匠の技と心を生かし新たなものづくりに取り組むよう努める。

県民（第７条）	伝統的工芸品についての理解を深めるとともに、積極的な使用並びにその価値及び魅力の発信に努める。

■基本的施策

項　目	主な内容と取組の主体
伝統的工芸品の指定等（第８条）	知事は、次の各号のいずれにも該当する工芸品を長野県知事指定伝統的工芸品として指定する。 (1) 主として日常の生活の用に供されるものであること。 (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。 (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。 (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること。 ２　知事は、前項の規定による指定を行うときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会の意見を聴く。 ３　第１項の規定による指定を受けた工芸品は、長野県知事指定伝統的工芸品であることを表示することができる。 ４　知事は、長野県知事指定伝統的工芸品としての指定を継続することが適当でないと認められるときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。
需要の拡大（第９条）	県は、伝統的工芸品の価値及び魅力を周知することにより、需要の拡大を図るため、関係団体等と連携し、広報の実施、販路の開拓、学習機会の提供等必要な支援を行う。
伝統的な技術等の継承（第10条）	県は、伝統的な技術等を継承するため、関係団体等と連携し、人材の確保、育成及び資質の向上等必要な支援を行う。
新たなものづくりの推進（第11条）	県は、伝統的な技術を新たな事業分野へ活用すること及び既存の事業分野において応用することによる伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進するため、関係団体等と連携し、新商品の開発等に対して、必要な支援を行う。
使用及び活用の促進（第12条）	県は、伝統的工芸品の使用及び活用の促進を図るため、その使用及び活用に努めるとともに、市町村及び県民等に情報提供を行う。

■審議会

項　目	主な内容
長野県伝統的工芸品産業振興審議会（第13条）	第８条第２項又は同条第４項の規定により意見を聴かれた事項その他伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県伝統的工芸品産業振興審議会を設置する。

■その他

項　目	主な内容
財政上の措置（第14条）	県は、伝統的工芸品産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
施策の実施状況の報告及び公表（第15条）	知事は、毎年、県が講じた伝統的工芸品産業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表する。
経過措置（附則第２項）	この条例の施行の際現に長野県伝統的工芸品指定要綱の規定に基づき指定されている工芸品は、第８条第１項の規定により指定された長野県知事指定伝統的工芸品とみなす。

特集２

伝統的工芸品とともに信州各地の地域のリブランディングを

長野県内には、国指定（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年5月25日第57号）の規定により経済産業大臣の指定を受けた工芸品）７産地、県指定（長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年5月13日57工第30号）の規定により長野県知事の指定を受けた工芸品）21産地、計28産地の伝統的工芸品があります。

近年、生活様式の変化や、安価な大量生産品の普及等により、県内の伝統的工芸品の需要は減少、担い手不足についても大きな問題となっています。

そのような状況の中、一昨年の首都圏対象の調査（令和２年度信州ブランド推進重点品目等マーケティング調査：県産業労働部営業局実施）では、県内の主要な伝統的工芸品でも他県の産地に比べ、印象が薄いことがわかりました。

そこで、長野県では、今後の県内伝統的工芸品産業の活性化及び持続的な雇用創出を図る施策を実施してゆく上で、県内伝統的工芸品のブランド価値をあらためて確認し、課題点と機会点を抽出、あらためて県内伝統的工芸品をブランド化すべく事業化を行うため、ながのアドビューローに業務委託しました。

初年度の令和４年度は、産地の現状のヒアリングと、一般の人々の県内伝統的工芸品への感心や印象を深掘するため、県内・首都圏・その他県外の3地域を対象に、「信州の伝統的工芸品」への感心や魅力点を調査しました。今回はその結果のご報告をさせていただきます。

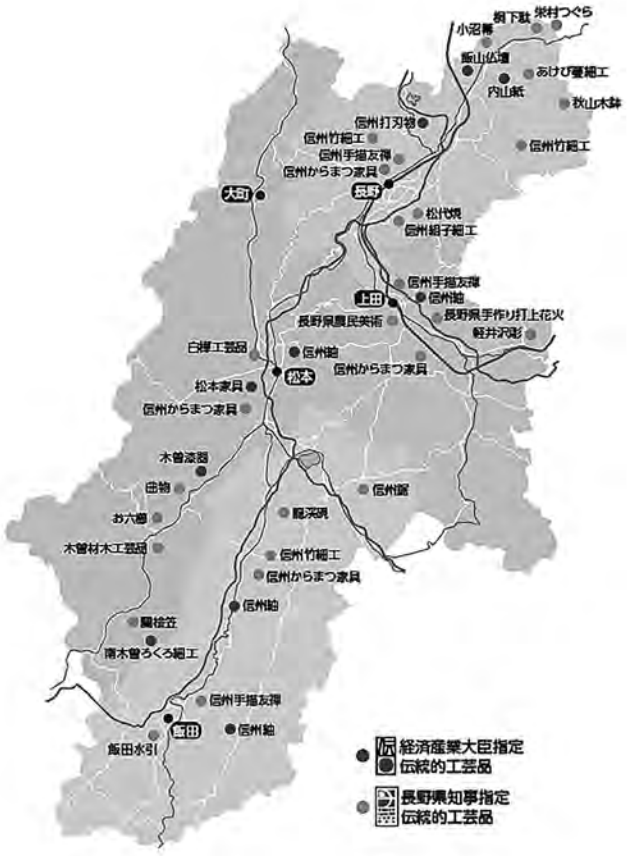

信州の伝統的工芸品リブランディング潜在力全国定量調査

調査概要

■調査方法：インターネット調査

■実査日程：2022年12月13日～15日

■調査対象：国内在住の18歳～74歳男女
信州伝統的工芸品が含まれる製品ジャンルに1つ以上関心がある人。

■対象エリアとサンプル数：

①長野県内在住	300サンプル
②首都圏（一都三県）在住	300サンプル
③長野県・一都三県以外在住	300サンプル

※①②③を人口比でウェイトバックし「全国推計」として集計

1．現状の認知度は低い。

現状は残念ながら、県内の伝統的工芸品は、あまり知られていません。

木曽漆器や飯田水引など、長野県民なら知っている銘品でも、県外では知っている人が少数です。

さらに、木曽漆器・飯田水引以外の伝統的工芸品は、県内でも知らない人が多いのが現状です。何らか伝統的工芸品に関心があって長野県に住んでいる人の間でも、認知率が20％（5人に1人）に満たない産地が過半にのぼり、国や県から指定された様々な**伝統的工芸品が、信州にあることを、地元の人でも知らない**のが実際です。

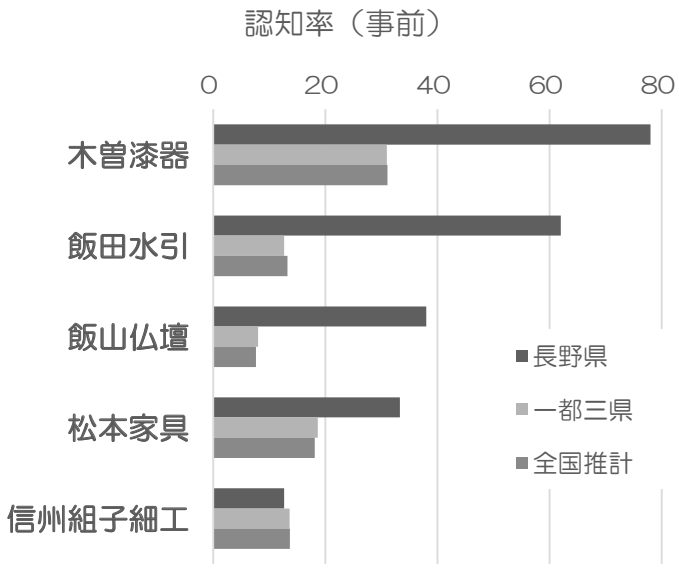

2．知れば、関心を持たれる。関心は産地間で重なる。

ところが、ごく簡単な説明文を見せた後に、あらためて、その伝統的工芸品に興味関心を持ったかを聞くと、かなりの人（40％ほど）が関心を持った、と回答しています。

さらに、その伝統的工芸品のジャンルに興味がある人、例えば、水引や仏壇に興味がある人の場合は、飯田水引や飯山仏壇への興味はかなり高くなります。

もう一つの注目点は、複数の産地間での**関心の重なり**です。

例えば、松本家具と飯山仏壇と信州組子細工で２つ、さらには３つに関心がある人の方が多く、複数の伝統的工芸品を同時に知ることで、関心の連鎖が期待できます。ジャンルが同じ、または近いものだけでなく、意外な産地どうしが関心が重なっているケースも少なくありません。

これまで、個々の産地の活動に対し、長野県の伝統的工芸品すべてまとめたところで何ができるかを考えがちでしたが、関心が重なりそうなところで、**いくつかの産地をグループ化**することも検討できそうです。

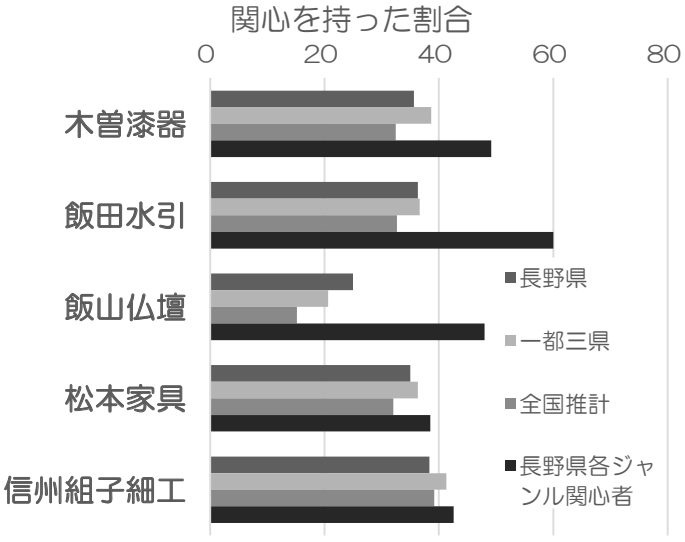

関心の重なり

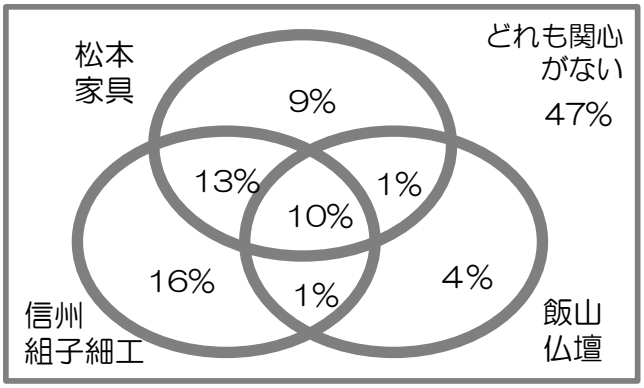

3.「応援したい」気持ちにどうこたえるか。

関心を持つだけでなく、その後、どうしてくれるか？買ってもらえるのか？気になるところです。

ですが、買う買わないとなると、産品によって価格帯が大きく異なり、すぐには販売につながらないことがあるのは否めません。

そこで、今回注目したのが「**応援したい**」という気持ちです。すぐには買えなくても、何らか産地を応援したい、という気持ちを持ってくれる人がどの産地でも一定量（15％ほど）存在することが、今回の調査の発見です。

昨今“推し活”が話題になっていますが、職人技で手作りされる伝統的工芸品は、“推し”として応援したくなる魅力に溢れているようです。

購入したい・話題にしたい・応援したい（長野県）

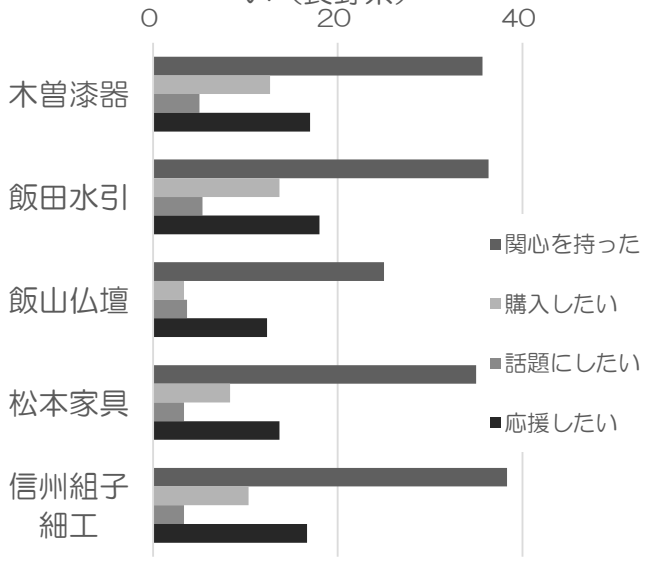

4.「個」だけでなく「信州」としての関心を。

個々の産地を知ることで「信州の伝統的工芸品」全体に興味を持ったかを聞くと、1/4の人が「とても興味を持った」と答え、やや興味を持った人まで含めると、80％を超える結果となりました。（長野県在住者）

それぞれの地域の産品や歴史的な背景といった特性から生まれる伝統的工芸品は、県内各地のよさを再認識させてくれます。「広い長野県内には、知らなかった魅力がたくさんある」ことに気づくことで、あらためて「**地元を盛り上げていきたい**」と思うきっかけになる、そんな潜在力を信州の伝統的工芸品は持っています。

「信州の伝統的工芸品」全体の興味度（長野県在住者）

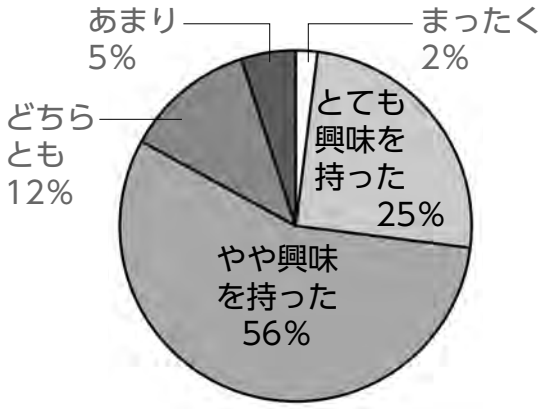

信州の伝統的工芸品の魅力点

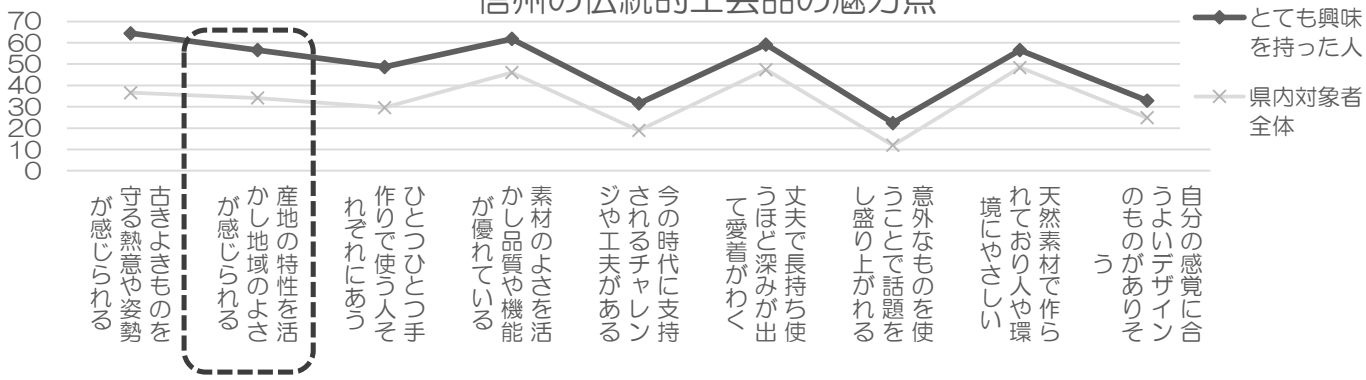

5．伝統的工芸品とともに県内各地をブランディング。

自由回答の一部

出身地	「信州の伝統的工芸品」について思ったこと、知りたいこと、要望など
小諸市	知らない工芸品がたくさんあって興味深いものでした。ノコギリやほうきなどは是非現地に行って購入したいと思います
須坂、小布施	信州の工芸品の情報をネットで調べて、ドライブ、旅行の企画に取り入れて品物を見て体験などをしてみたい。
県外	観光地や食の案内だけでなく、伝統工芸品についてもSNSなどで積極的に発信してほしい。アンテナショップでも紹介してほしい。
飯田市	普段から旅が好きで地域それぞれの歴史や生活文化に触れる事が多いので信州長野県の歴史にも興味があり何故その地域に根付いたのかとか地域性の人間そのものの歴史が表れていると思うので、何故この工芸品が発達したのか？知りたいと思いました。
下伊那郡	信州に住んでいながらも、知らなかった工芸品などがあり、とても興味が湧きました。いつか機会があったら現地に赴いて伝統工芸品を生で見て、触ったり作ったりするような体験が出来たら楽しいだろうし嬉しいと思います。実際に欲しいと思ったら購入もしたいです。

今回の調査結果を踏まえ、次年度以降から

✓長野県内でもっと知ってもらうこと、地域ごとの魅力の再発見と、地域どうしの交流を盛んにしてゆく

✓いくつかの産地の組み合わせや、応援してしてくれる人たちと伝統的工芸品の新たなアピール方法や活性化の道を探る

これらを目的に、「信州の伝統的工芸品」のリブランディングを進めていきたいと考えています。

もちろん、市場の大きな首都圏、そして全国へとブランディングも重要であると考えていますが、県内では誰でも知っている地域でも、県外では知られていない現状（先調査結果）からすると、まずは県内で、伝統的工芸品をきっかけにした地域の魅力の再発見が大事だと考えています。

今後、伝統的工芸品に直接携わる人だけではなく、地域の様々な産業に携わる皆さまと連携・協力し、地域とともに伝統的工芸品を盛り上げていきたいと考えています。

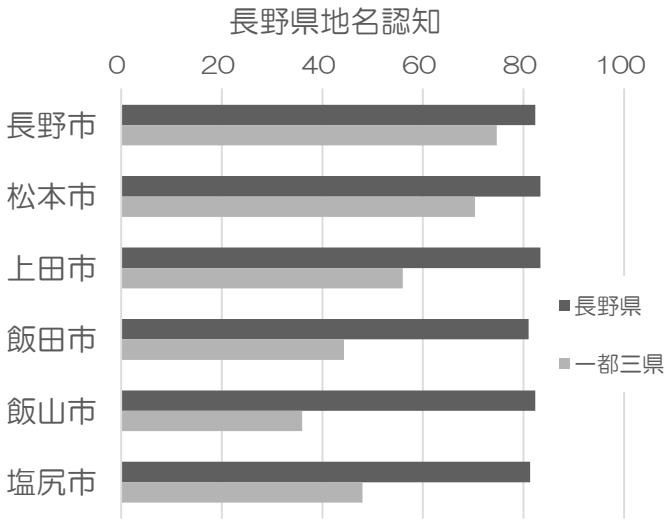

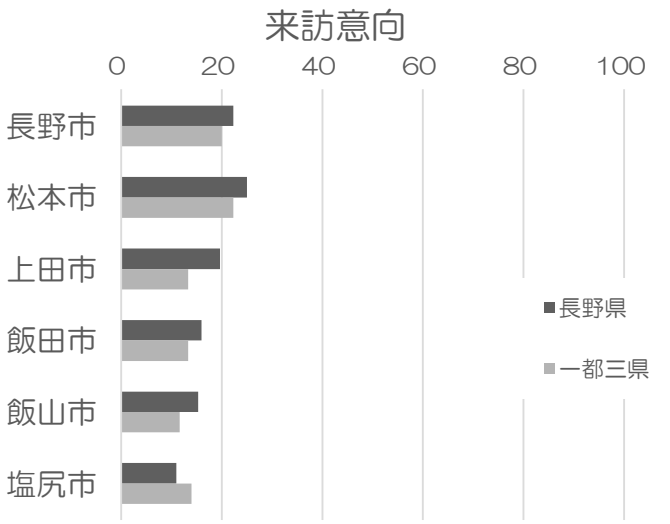

長野県産業労働部 産業技術課
電話 026-235-7133（直通）　FAX 026-235-7496　E-mail sangi@pref.nagano.lg.jp

創立50周年記念事業を開催

～長野県中小企業青年中央会～

３月10日、長野市「ホテルメトロポリタン長野」にて、長野県中小企業青年中央会の創立50周年記念事業が開催されました。当日は、長野県産業労働部の林宏行部長をはじめ、ご来賓多数ご臨席のもと、総勢100名以上が集まり、盛大に行われました。

記念式典では、田邉寛樹会長が挨拶の中で、青年中央会の歴史・伝統を振り返りつつ、今後は青年経営者として柔軟な発想力・迅速な行動力を活かして、これまで築かれてきた基盤を一層強化し、積極的に事業活動を推進していく決意を述べられました。

続いて、創立50周年の経過報告として、昭和48年の設立以来の活動方針や主な事業活動等についての報告を経て、青年中央会の功労者に対する表彰が行われ、これまで青年中央会の発展及び若手指導者の育成強化等に寄与された以下36名の皆様が表彰されました。

長野県知事表彰	西山利昭、六川秀幸、吉江慎太郎、髙木大輔
全国中小企業団体中央会会長表彰	上嶋金司、岩崎雄一、小林正明、上原大輔
長野県中小企業団体中央会会長表彰	中澤和明、根本久雄、南澤道男、荒井和章、小布施弘明、加藤明美、若林順平、米津仁志、滝澤真一、中澤信敏、石森義久、大久保寿幸、樫山淳一、吉田寧裕、小林邦俊、佐々木岳史、友野広昭、田中尚志、中島高史
長野県中小企業青年中央会会長表彰	穂苅紀章、高橋ひろ子、髙木亜矢子、丸山良治、宮下修、武藤弘幸、百瀬典彦、鈴木文夫、丸山精一

※敬称略

記念式典終了後、同会場にて行われた記念講演会では、元スピードスケート選手の小平奈緒氏を講師にお迎えし、「唯一無二の自己表現へ」と題してご講演いただきました。スケート選手時代の葛藤、周囲の支えや価値観を変えた言葉、「唯一無二の自己表現」という新たな目標に向かって今後どのような活動を実施するかなど、貴重な内容をお聞きすることができました。

会場を移しての祝賀パーティーでは、ご来賓・会員等、総勢約70名が参加し交流を深める機会となり、盛会のうちに終了しました。

インボイス制度の負担軽減　経過措置について

免税事業者からの課税仕入れ控除が一定割合認められます

インボイス制度では、免税事業者や適格請求書発行事業者に登録していない課税事業者との取引で支払った消費税額は、控除の対象外となります。ただし、インボイス制度開始から６年間は経過措置が認められており、最初の３年（令和８年９月30日まで）は免税事業者等からの課税仕入れの80％を、その後の３年（令和11年９月30日まで）は50％を控除できます。

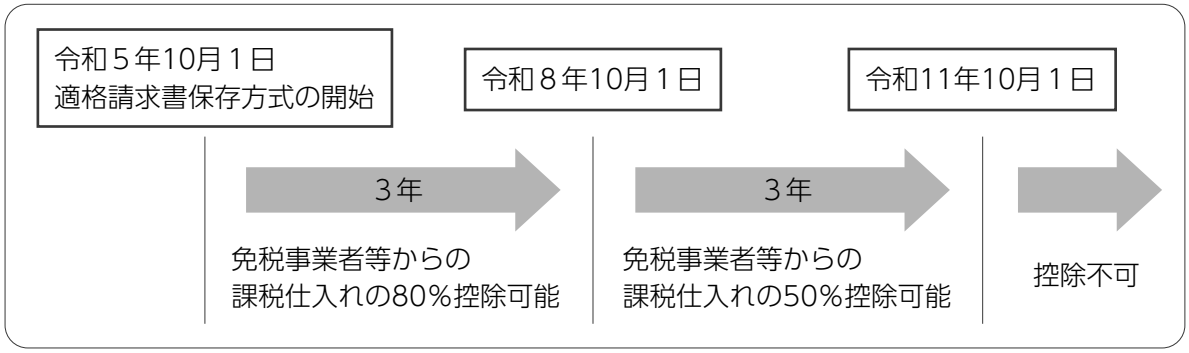

納税額を売上分の消費税×２割にすることが認められます

課税事業者になったときの消費税の計算方法は「本則課税」と「簡易課税※」のどちらかを選択でき、簡易課税を選択すると業種に応じて「売上分の消費税×４割～９割」の税率が、みなし税率として適用されます。簡易課税は領収書の保存がいらない等の手間が少ない反面、仕入れの少ない業種にとっては負担となります。特例として令和５年10月１日から令和８年９月30日までの課税期間中に免税事業者から課税事業者になる事業者は、納税額を「売上分の消費税×２割」とすることができ、税負担を抑えられます。

※簡易課税制度は基準期間における売上高5,000万円以下の事業者が対象となります。

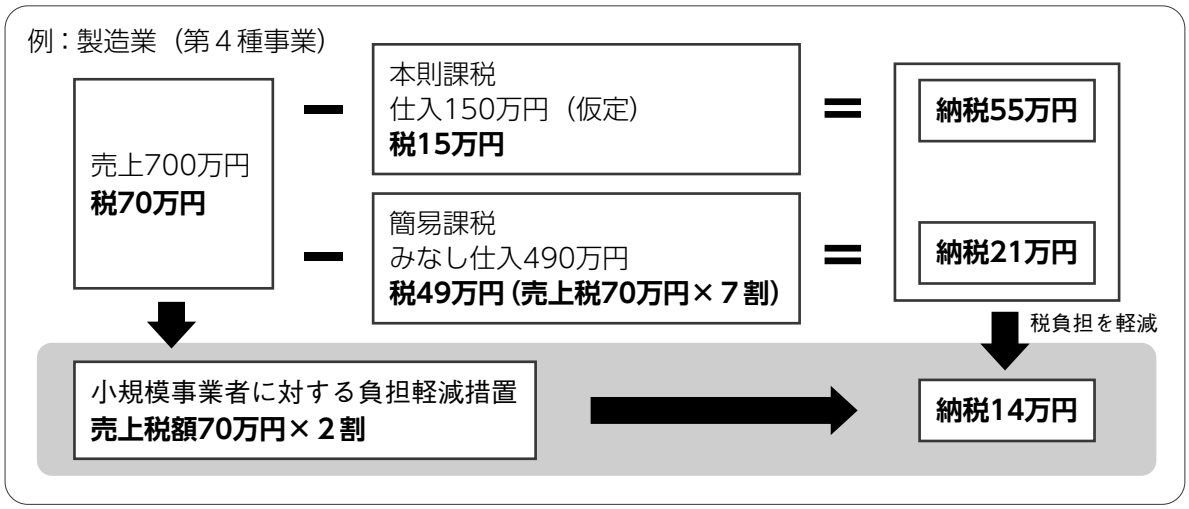

令和５年４月時点での法令等に基づき作成しており、今後制度の変更等がされる場合がございます。
詳細は下記のホームページをご参照願います。

財務省　インボイス制度の改正案について
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

国税庁　特集インボイス制度
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm

令和５年度税制改正のポイント

本特集では、令和5年度税制改正大綱における経済産業省関係の税制改正について紹介します。詳細につきましては、中小企業庁のホームページ等でご確認ください。

中小企業庁 URL：https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html

1. 中小企業・小規模事業者の設備投資・経営基盤の強化と地域経済を牽引する企業の成長促進

（1）中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（１０％※）のいずれかの適用を認める措置。
  ※資本金3、000万円超の場合は７％
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長する。**

改正概要　【適用期限：令和６年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備（A類型）	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上）（A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る） 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア　（70万円以上）（A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備（B類型）	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局		
デジタル化設備（C類型）	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備			
経営資源集約化設備（D類型）	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			

※１ 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等を除きます。
また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。
※２ 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。
※３ ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどを除きます。
※４ コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

（2）中小企業投資促進税制の延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（７％※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。
  ※税額控除は資本金3、000万円以下の中小企業者等に限る
- 物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、**適用期限を2年間延長する。**

改正概要　【適用期限：令和６年度末まで】

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1，000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3．5トン以上）
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金3，000万円以下の中小企業　　30%特別償却　又は　7%税額控除
	資本金3，000万円超の中小企業　　30%特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

（3）生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資や賃上げを後押し**するため、**赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置を新設**。

改正概要　【適用期限：令和6年度末まで】

＜全体のスキーム＞

国
（基本方針の策定）

協議 ⬆⬇ 同意

市町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ⬆⬇ 認定

中小企業
（先端設備等導入計画の策定）

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業
計画認定要件	３～5年の計画期間における労働生産性が年平均３％以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること
対象設備等	

設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
①機械及び装置	１６０万円以上	投資利益率が年率５％以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）
②測定工具及び検査工具	３０万円以上	
③器具備品	３０万円以上	
④建物附属設備	６０万円以上	

特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明※に関する記載なし：３年間、課税標準を１／２に軽減 ・計画中に賃上げ表明※に関する記載あり：以下の期間、課税標準を１／３に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間 ※雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。
適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）

（4）中小企業者等の法人税率の特例の延長

- **中小企業者等の法人税率**は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されており、この適用期限を**2年間延長**する。

改正概要　【適用期限：令和６年度末まで】

○中小企業者等の法人税率は、年８００万円以下の所得金額について１９％に軽減されている（本則）。
○当該税率を、令和５年３月３１日までの時限的な措置として、更に１５％に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人（資本金１億円超の法人）	所得区分なし	２３．２％	－
中小法人（資本金１億円以下の法人）	年８００万円超の所得金額	２３．２％	－
	年８００万円以下の所得金額	１９％	１５％

（5）中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長

- **中小企業の積極的な研究開発を促進**する観点から、**増減試験研究費割合に応じた控除率・控除上限の上乗せ措置を一部見直し**た上で、時限措置の3年間の延長を行う（コロナ特例については期限通りに廃止）。
- また、**スタートアップとの共同研究や高度人材等の活用を促進**するため、**オープンイノベーション型の見直し**や、**デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押**しする観点から、**試験研究費の範囲を見直す。**

改正概要　【適用期限（時限措置）：令和7年度末まで】

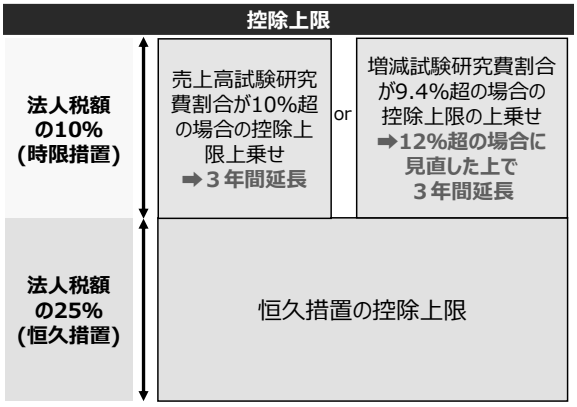

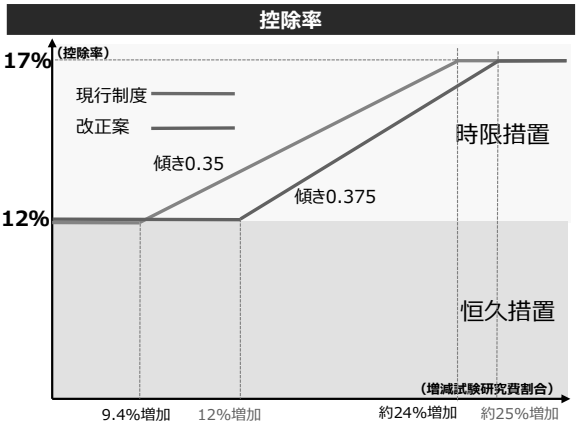

その他の見直し

オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義の見直し・高度・外部研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲の見直し（サービス開発の対象の拡大、性能向上を目的としないデザインの設計・試作は対象外）

（6）インボイス制度導入に伴う、中小・小規模事業者等の負担軽減・影響最小化に係る所要の措置

- **中小・小規模事業者の負担軽減や影響最小化**のために、以下の措置を講じる。
  （１）**これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の２割に軽減する**３年間の負担軽減措置
  （２）**基準期間における課税売上高が１億円以下**又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下**の事業者の行う**課税仕入れに係る支払い対価の額が**１万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする**６年間の事務負担軽減策
  （３）**１万円未満の値引きや返品等の返還インボイスについて交付義務を免除**
- 加えて、**与党税制改正大綱**において「改めて**政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築**し、予算による**支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知**する」「**事業者が抱える問題意識や課題**を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながら**きめ細かく対処していく**」「令和５年３月31日の**登録申請の期限について柔軟な対応**を行う。その上で、令和５年10月の**インボイス制度移行後においても弾力的な対応に努める**とともに、**新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応策を講じていく**」**ことが明記**された。

令和５年度与党税制改正大綱

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方等
５．円滑・適正な納税のための環境整備
（１）適格請求書等保存方式の円滑な実施について
（略）
以上のような取組みに加え、円滑な制度移行のために、更に次のような新たな税制上の措置を講ずる。
①インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減
　これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の２割に軽減する３年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図る。この措置により、簡易課税制度の適用を受ける場合に比べ、更に事務負担が軽減される。
②事業者の事務負担軽減
　インボイス制度の定着までの実務に配慮し、一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする６年間の事務負担軽減策を講ずる。加えて、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する。

　これらの取組みを着実に進めつつ、制度への移行に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進める観点から、改めて政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築し、予算による支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知する。こうした取組みも含め、引き続き、事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながらきめ細かく対処していく。加えて、令和５年３月31日の登録申請の期限について柔軟な対応を行う。その上で、令和５年10月のインボイス制度移行後においても弾力的な対応に努めるとともに、新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応策を講じていく。

＜お問い合わせ＞　経済産業政策局　企業行動課　TEL：03-3501-1675

令和５年度のスタッフ紹介

本会のスタッフを紹介します。会員の皆様、本年度もよろしくお願い致します。

専務理事　井出　康弘

事務局長・総務部長　鈴木　幸一

総務部

総務課	課長補佐	井浦奈津江
	主　査	白田　有紀
	主　任	林　夏子
	主　任	石崎　恵美

連携支援部

	部　長	宮尾久美子
支援課	課　長	重野　崇
	主　任	荒川　歩美
	主　事	本間　崇久
	主　事	金井　尚

連携開発部

	部　長	緩詰　哲男
開発課	課　長	小池　昭雄（兼）
	課長補佐	新開　裕紀
	主　査	宮﨑裕美子
	主　査	土屋　明
	主　任	戸谷　隆広
	主　事	中村　孝樹

東信事務所

所　長	松田　基弥
副所長	細田　拓也
主　査	緩詰　和恵
主　事	増田　克将

中信事務所

所　長	馬場　智也
副所長	丸山　祥司
主　査	赤木　祐子
主　事	林　佳代
主　事	上條　隼輔

南信事務所

所　長	梨田　貴之
副所長	楯　直之（飯田分室勤務）
主　任	保尊　悟史
主　事	竹内　万結

ものづくり事業推進部

本　部

部　長	小池　昭雄
参事・サポーター	渡辺　義作
参事・サポーター	畑山　佳久
サポーター	増田　隆司
サポーター	倉石　文人
サポーター	田中　稔
パート職員	翁　奈津実
パート職員	小沢　陽子

南信事務所

参事・サポーター	瀬戸口俊二
サポーター	柳沢　道夫
サポーター	両角　真澄
サポーター	渡邉　敏夫
サポーター	山田　有
パート職員	宮坂佐保里

長野県中小企業GX推進事務局

事務局長	金澤孝依知
参　事	増山　清
推進員	西條　経治
推進員	熊谷　隆一
推進員	中村　和利
推進員	鈴木　義人
推進員	高橋　幸男
推進員	児玉　和哉
推進員	後藤　剛志
推進員	岡澤　邦明
補助員	篠原　修子
補助員	巣山　千穂
補助員	宮入佳代子
補助員	松橋　永佳
補助員	若槻　一枝

協同組合長野県商工振興会

主　査	桐山みどり

ZOOM UP!

ズームアップ! 組合の魅力発見

Vol.25

長野県電気工事業工業組合

頼れる「街の電気ドクター」

電気設備の点検

長野県電気工事業工業組合は、長野県電気工事業協同組合を設立母体として、昭和39年９月に設立しました。現在の組合員数は402社となっています。電気工事企業の組織として、「街の電気ドクター」としての使命感を持ち、ライフラインの整備、保安の一端を担い、地域産業の振興発展に貢献しています。主な事業は、電気工事士の育成や新技術の研修会などの指導教育事業、経営基盤を支える福利厚生事業、電気設備の点検・保守事業、後継者育成としての青年部会等、電気工事業界のレベルアップを目指して、その他さまざまな事業を行っています。また、今年の１月に35年間長野市鶴賀田町に構えていた事務所を長野ターミナル会館へ移転しました。長野市のランドマーク的建物として認知度が高く、広い駐車場と会議室を完備、長野駅近としてのアクセスも申し分ありません。開かれた組合として利便性の向上は大きいと感じています。

公共設備の点検から省エネ相談まで

電気使用安全月間

毎年８月、経済産業省主唱のもと、小中学校や寺社仏閣、地域の公園など公共施設の電気設備の安全診断や清掃、高齢者住宅の無料配線診断等を通じて、電気使用の安全に対する知識を普及するための月間運動「電気使用安全月間」を実施しています。善光寺や臥竜公園、諏訪湖畔公園の電気設備点検・清掃は、季節の風物詩になりつつあります。また、昨今の世界的なエネルギー価格高騰を背景に、電気料金の見直しや省エネ、節電が注目されています。日常の暮らしの中で、電気を賢く上手に使うPRなども行っていますので、お気軽にご相談ください。

次世代に注目される業界であるために

電気工事保安講習会

電気工事は建設業界に含まれますが、「次世代の担い手確保」が大きなテーマとなっています。建設業の働き方改革は2024年４月から本格スタートしますが、既に改革に向けた取り組みは始まっています。近年は、女性電気工事士の活躍も増えてきました。DIYが身近なものとなり、工具をかっこよく使いこなす方が増えてきたことも要因でしょう。そのため、女性や若年層にも安心して働いていただける職場環境の改善は急務となっています。電気工事業を就職先として選んでいただけるように、業界をあげてクリーンで風通しの良い土壌を醸造し、魅力ある業界を目指しています。

時流に乗るための土台設計

近年ではIT化・DX化が進んでおり、この分野の成長は電気工事が不可欠になります。また、2050カーボンニュートラルの目標達成に向けて、太陽光発電設備やEV充電設備、蓄電池設備といったインフラの整備に技術者の確保は必須です。今後は、電気工事士確保のための育成、後継者育成とスムーズな事業承継、組合員増強等に取組み、希望に満ち溢れる業界となるよう更なる発展に尽力していきます。

第4回電気工事技能競技全国大会

理事長：藤沢 一三
設　　立：1964年９月21日
ＴＥＬ：026-262-1493
住　　所：長野市岡田町178-2
長野ターミナル会館１階

藤沢理事長

電気の無い生活を想像することは非常に難しく、それだけ我々にとって当たり前のものです。
ライフラインの整備・保安を担う業界の組合として、今後も皆様が安心して電気を使用していただけるように努めてまいります。

Vol.12

生産性革命と挑戦

羽柄加工機2台体制で見えてきた新たな受注獲得による収益確保と経営安定化

羽柄加工機２台体制を構築

在来工法住宅の建築において、柱や梁、床材や壁材といった部材の多くはコンピュータ（プレカットCAD／CAMシステム）で機械加工したプレカット材が使われています。プレカット工場であらかじめ部材同士の接合部分などを一定の形状に加工するため、施工期間の短縮やコスト低減などのメリットから普及が拡大。プレカットした材料を住宅１棟ごとワンユニットとして納品するスタイルが主流となっています。

１棟ごとワンユニットで出荷するプレカット材

羽柄加工機２台体制を構築

北信地域材加工事業協同組合（WEC）は2022（令和４）年11月、ものづくり補助金を活用し「羽柄材加工機（５M仕様）」を新たに導入。オペレーターを増員することなく、既存の加工機と合わせて２台体制による新たな生産システムを構築しました。

導入した加工機は５mまでの加工が可能。「胴縁（どうぶち）欠き加工」など、完成まで長い時間を要する立体的な加工にも余裕を持って対応できます。２台体制により、標準的な40坪程度の住宅１棟分で換算した場合、１台では14時間かかっていた加工時間が９時間と大幅に短縮。1.55倍の生産性アップが実現しました。

出荷遅れ要因を解消

床下の根太、壁中の間柱・筋違・窓台、屋根を支える垂木・隅木・破風板などの「羽柄材」は種類、加工量ともに非常に多く、加工も複雑。既存機では４mを超える部分は手加工が必要なため、プレカット率ほぼ100％の横架材や柱材に比べ、加工時間が大幅に長くなり、ワンユニット納品の出荷遅れ要因になっていました。

加工した羽柄材

笠松弘幸専務理事は新たな加工機導入の経緯を次のように話します。「実は今まで加工に携わる職員の作業時間を増やして帳尻を合わせていました。しかし、このような労働環境の改善が必要なこと、また羽柄材のプレカット加工ニーズの高まりから、加工機増設に踏み切りました」。

もともと顧客である地元工務店からは、複雑な羽柄材のプレカット加工の要望が出ていましたが、加工体制が追いつかず受注を断念していたのが実情。加工業務の効率アップと生産性向上により、このような新たな受注獲得も視野に入り、さらなる収益確保と経営安定化につながると期待しています。

目標は独自の営業活動掘り起こし

WECは1995（平成７）年設立。現在、木島平村、長野市、千曲市、松本市の林業関係企業５社と長野県森林組合連合会が組合員となり、CAD入力業務を行う職員８名をはじめとする29名体制でプレカット加工に特化した活動を行っています。

笠松専務理事は「事業組合としてこれだけ大きく展開しているのは、全国的に見ても数少ない成功事例」と胸を張ります。その一方で、プレカット加工工賃のみで経営を成り立たせている事業形態に「経営の難しさも感じている」とも。

「材料から加工まで提供するというのが本来の姿。今後は賃加工を大前提としながらも、自分たちで稼げる体制も組み立てていきたい。そのためにも独自の営業活動を掘り起こしていかないと。それが来期以降の明確な目標です」。

加工機２台体制の確立で見えてきた、地元工務店からの羽柄材加工のみの新規受注。今後力を入れる独自の営業活動の一つになっていることは言うまでもありません。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第11次採択企業　**北信地域材加工事業協同組合**（Wood Energy company）

代　　表	代表理事　峯村 宗次	従業員数	29名
設　　立	1995年（平成7年）4月	本　　社	長野市大字穂保字中ノ配341-1
出 資 金	5,000万円	TEL/FAX	TEL.026-251-3200　FAX.026-251-3206

わが社の経営戦略

フィット工業株式会社

（アルプス鐵構事業協同組合・組合員）

Vol.12

創業以来150有余年、農耕具づくりから大型建築鉄骨加工へ。人も技術も自社完結をモットーに最新技術の導入、人材育成に力を入れる。

溶接ロボット

建築鉄骨加工と設備関連金物が２本柱

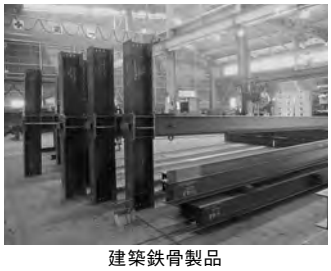

建築鉄骨製品

コロナ禍による巣ごもり需要などによる大規模物流施設や首都圏の再開発案件などの増加により、国内の建設投資額は拡大傾向。特に首都圏の再開発は旺盛で、今後さらに大型ビルや施設等の建設が続きます。

建築鉄骨加工と設備関連金物製作を２本柱に、長野県内および首都圏の建設需要に応える、フィット工業。工場、ホテル、病院といった大型建築物を中心にさまざまな建築鉄骨工事を手がけ、売上げ比率の高い首都圏からの受注量が増加、業績も好調です。

「首都圏の大規模物件が年に数件。規模の大型化が著しく、とても単独では対応できず、松本地区の同業社と分担して手がけることが多い」と髙木常行社長。同社が加盟するアルプス鐵構事業協同組合で連携して受注、対応するケースも多くなっています。

一方で、世界的な資源・物価高の影響から、鋼材や石油製品などの建設資材の価格が急騰。しばらく前の「毎月値段が上がり、見積もりもできない」という状況から、現在は“高値安定”が続きます。原材料費に加え、燃料費、電気料、運送費といった経費の値上がりも大きく、採算性が低下。髙木社長は「原材料費はもとより、工賃も上げないと従来の収益は得にくい。実際、厳しい経営環境に置かれている同業社も多く、企業間格差が生じてきているように思います」。

人材も技術も自社で完結

二次元レーザー加工機

同社は1869（明治２）年、松本城主戸田家第９代戸田光則公の鉄砲鍛冶より独立し、松本市南新町（現・庄内１丁目）で町の鍛冶屋として創業。農耕具や土蔵の錠前などの製作・修理を多く手がけ、後にはスコップ、ツルハシなどの先欠けの補修でもその名を知られるようになりました。

昭和30年代後半に軽量鉄骨材が登場すると、物置や小屋などの建設も手がけるように。これをきっかけに建築分野にシフトし、倉庫、工場、商業ビルなどの建築鉄骨加工を主体とする現在の事業を形作ってきました。

建築鉄骨はすべて“一品料理”。個々のニーズに合った品質の高い製品づくりを目指し技術力を高めるとともに、1990（平成２）年にはCAD導入による設計のコンピュータ化に着手。新たな技術の導入で開発・設計部門を強化し、社内一貫生産体制の構築、社員の多能工化にも力を入れてきました。2008（平成20）年にはステンレス加工に対応する二次元レーザー加工機を導入。建築鉄骨を手がける会社では珍しく、より付加価値の高いものづくりを実現しています。

「人材も技術も自社で一から完結させることがモットー。それによってお客さまに信頼され、受注のリピートにつなげていきたいと考えています」。

もう一本の柱である設備金物は後工程のため納期が厳しくなるのが常。髙木社長は「どうしても社員の残業時間が多くなる。働き方改革の観点から、場合によっては受注を断る勇気も必要だと考えています」と明かします。

社名に込めた思い今もなお

93（平成５）年、「髙木鉄工所」から現在の「フィット工業」に社名変更。どういう経緯で、またどんな意味合いから命名したのか、髙木社長は次のように話します。

「社内公募し、社員からいろいろな案が上がってきました。その中から当社の仕事で大事な“ぴったり”という意味合いのあるフィットに決めました」。

髙木常行社長

社名に込めた思いは今もなお、同社の基本になっています。

代　　表	代表取締役社長　髙木 常行
創　　業	明治2（1869）年2月
資 本 金	2,000万円
従業員数	19名
本　　社	松本市今井7155-53 TEL：0263-58-7744　FAX：0263-57-2796 http://www.fit.ac/
事業内容	建築工事業一般、鉄骨工事、橋梁、製缶、金物製作、アルミ・ステンレス・製缶金物作製、環境事業

第60回
市町村のイチオシ！

信州ならではの特色ある市町村のイチオシをご紹介します。

村章
昭和34年3月2日制定

Nakagawa Village

中　川　村

大草城址公園

南北朝時代に築城された大草城跡地を整備した公園は、村の史跡にも指定されています。桜の名所でもあり園内には「染井吉野」、「江戸彼岸桜」など10種類以上の桜が200本以上植えられており、長い期間桜を楽しむことができます。中央アルプスの残雪と桜のコラボレーションは素晴らしく、カメラマンの人気撮影スポットです。

飯沼の棚田

山間地の急な傾斜地を利用して階段状に耕した田んぼは、中川村の代表的な美しい原風景の１つです。令和３年度には「つなぐ棚田遺産」に認定されました。産官民でつくる「飯沼棚田保全協議会」が田植えや稲刈りを行い、収穫された酒米は清酒「おたまじゃくし」の原料として使用されます。

米澤酒造「今錦」

明治40年創業の米澤酒造は、南アルプスの伏流水と地元産の酒米を使用し、伝統的な酒槽搾りにより酒造りを行っている酒蔵です。飯沼棚田米で仕込んだ「おたまじゃくし」をはじめ、純米大吟醸など多種多様な日本酒を取り揃えています。近年では、世界的なコンクールにおいて高評価も得ています。

the most beautiful villages in japan
中川村
長野県

「日本で最も美しい村連合」ロゴ

「日本で最も美しい村」連合に加盟する豊かな自然や農産物に恵まれた中川村へぜひお越しください。

中川村は自然豊かで、日本の原風景が残る素晴らしいところです。
肥沃な土地のおかげで、りんご、なし、ブドウ、柿など美味しい果物が沢山穫れます。
ぜひ一度中川村へ訪れてみてください。

中川村長
宮下　健彦

ITコーディネーターによる
DX理解講座
第13回

情報セキュリティ10大脅威2023発表

長野県ITコーディネータ協議会
副理事長兼民間事業部長
飯嶋　宏

情報セキュリティ10大脅威とは

IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が前年に発生した情報セキュリティ事故や攻撃の状況等から、脅威を選出し、上位10位を公表しています。この情報を見ると最新の情報セキュリティのリスクが分かります。

順位	「組織」向け脅威
1	ランサムウェアによる被害
2	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
3	標的型攻撃による機密情報の窃取
4	内部不正による情報漏えい
5	テレワーク等の ニューノーマルな働き方を狙った攻撃
6	修正プログラムの公開前を狙う攻撃 （ゼロデイ攻撃）
7	ビジネスメール詐欺による金銭被害
8	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加
9	不注意による情報漏えい等の被害
10	犯罪のビジネス化 （アンダーグラウンドサービス）

今年公開された10大脅威を見てみましょう。１位のランサムウェアによる被害は昨年も１位に位置づけられていました。今回はその内容を一緒に理解していきましょう。

１位：ランサムウェアによる攻撃とは？

ランサムウェアと呼ばれるウイルスは、組織的犯行グループにより巧妙に仕込まれたメールやWebサイトによって、会社や団体のネットワークへ侵入し・ウイルス感染させてパソコンを使えなくし、保有しているデータの暗号化が行われ、その復旧と引き換えに金銭（いわゆる身代金）を要求してきます。昨年病院のカルテが暗号化され、外来患者の受入を制限することになったニュースはまだ記憶に新しいかと思います。

さらに、暗号化だけではなく、重要な情報を盗み出しその情報を公開すると脅し、感染した会社や団体が金銭を支払わざるを得ない状況に追い込む大変恐ろしい攻撃です。

この攻撃によってお客様からの注文を受けられなくなったり、工場での生産指示が出せなくなったりする等、事業停止に追い込むなど大きな影響を及ぼします。

攻撃の手口は？

組織的犯行グループは、会社や団体の中に入り込むためにマルウェアというコンピュータウイルスを仕込んだ、ビジネスメールを送信し、あるいはネットワーク機器の脆弱性を悪用してマルウェアに感染させます。

このウイルス感染しても、表面上何も変化がなくパソコンを利用している従業員には全くわかりません。ウイルス感染がおきると、水面下で外部の組織犯行グループから遠隔操作が可能となり、会社や団体が保有している重要な情報を探し、盗み出します。

その後、ランサムウェアを実行させ保有している重要な情報を暗号化し使えなくし、身代金の要求を行います。

対策は？

残念ながら、完全な対策は取れないのが実状です。なぜなら対策を取ると新たな手口で攻撃を仕掛けてきます。だからといって、何もしないということでは感染リスクが非常に高くなるため、以下のような対策を取って感染するリスクを下げる活動が必要となります。

①全従業員へのセキュリティ教育の実施

攻撃の手口を知ってパソコンの取扱いやメール、Web利用の注意点等を従業員に理解させることが重要です。そのために情報セキュリティ対策ルールの整備が必要となります。

②パソコンやネットワーク機器の基本ソフトの最新化

最新のアップデートがされていないと、攻撃者が侵入できる穴が開いているということです。そのまま放置することは大変危険です。

③重要な情報のバックアップ保管

万が一、感染しデータが使えなくなった場合に備え、バックアップは必ず取得しておくべきです。

10大脅威がすべてではない

今回は誌面の都合上１つの脅威のご紹介となりましたが、10大脅威や以前からある脅威等含めての対策が必要となります。この機会に、企業、団体の情報セキュリティ対策の再点検を行っていただければと思います。

仕入・調達・購買の担当者、運送発注・物流の担当者の方へ
在庫管理、生産管理、ロジスティックの担当者の方へ
安全管理担当者の方へ

配送元や配送先企業等による運送業者への安全配慮が課題になっています

運送業者の荷役作業時に発生する労働災害は、**毎年、**休業４日以上にも及ぶ重篤なものが、全国で１万件（**うち死亡：数十件**）、長野県で150件以上と**多発していて、近年、減少が全く見られず**、そのうち**荷主先等での災害は約３分の２も占めています。**

運送業では、依然として、**交通事故による死亡者も発生しており**、また、**運送業の労働災害発生率は、建設業や製造業を上回っています。**

そのため、**長野労働局では**、今後、第14次労働災害防止推進計画を定め、運送を直接発注する荷主に限らず、**荷主・配送先・元請事業者など各関係者に対し、一層、安全配慮を強く求めていくこととしています。**

発着時刻の設定時の注意事項

運送を依頼する際に、荷の発着時刻が硬直的だったり、厳しいものだと、道路交通でのスピード違反・運転時の焦りや、荷役作業での安全手順の省略を惹起しかねません。また、長時間労働の解消等のためにも、荷主などの理解と協力が必要です。

運送業者の労働災害を防止するためには、**発荷主や着荷主などの立場にある企業による配慮が不可欠**です。

（※）これらの対策は、次の厚生労働省の通知で規定されています：
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
・「交通労働災害防止のためのガイドライン」

次ページ

物流の効率化につながることも期待されます

荷役作業場所等を管理する事業主の注意事項

厚生労働省の**「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」**では、**荷の積下し場所などの事業主による安全対策を求めています。**

各労働基準監督署が企業に指導に立ち入った際にも、ガイドラインに基づく対策について、状況を確認し、実施をお願いしています。なお、荷役作業の注意義務違反があるとして、発注企業に損害賠償を命じた裁判例があります。

下記4ページ版を確認ください

○長野労働局HP「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策」
詳しくは、長野労働局HP掲載の「配送元や配送先企業等による運送業者への安全配慮が課題になっています」（4ページ版）をご覧ください。

厚生労働省 長野労働局 各労働基準監督署　**“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”**

労働災害による死亡者数が大幅増。休業４日以上の死傷者数は過去21年間で最多。

～ 令和４年（2022年）労働災害の発生状況 ～（令和５年１月末とりまとめ）

第13次労働災害防止推進計画最終年の令和４年（2022年）の労働災害（新型コロナウイルス感染症の罹患によるものを除く。以下同じ。）をとりまとめました。

死亡災害の状況

長野県内の全産業における死亡者数は21人で、前年と比べ６人の増加となりました（図１参照）。

◆業種別の状況（図２参照）

業種別では、「建設業」が８人、「製造業」が３人、「運輸・貨物取扱業」が２人、「林業」が１人、「その他の事業」（第三次産業等）が７人となっています。

◆事故の型別の状況（図３参照）

事故の型別は、「墜落・転落」が６人、「崩壊・倒壊」、「激突され」がそれぞれ３人、「転倒」、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」、「交通事故」がそれぞれ２人、「高温・低温物との接触」（熱中症の疑いによるもの）が1人となっています。

死傷災害（休業4日以上）の状況

全産業の死傷者数は、2,294人で、前年と比べ162人（7.6％）の大幅な増加となりました（図１参照）。なお、対前年比は7.6％の増加となり、これは昭和58年（昭和57年比）以降で最高という結果となりました。

◆業種別の状況

「製造業」が638人（構成比27.8％）、鉱業が８人（同0.3％）、「建設業」が296人（同12.9％）、「運輸・貨物取扱業」が235人（同10.2％）、「林業」が34人（同1.5％）、「農業・畜産業・水産業」が48人（同2.1％）及び「その他の業種」（第三次産業等）が1,035人（同45.1％）となっています。

◆事故の型別の状況（図４参照）

「転倒」災害が725人（構成比31.6％）と最も多く、次いで「墜落・転落」災害が327人（同14.3％）、「動作の反動・無理な動作」災害が312人（13.6％）、「はさまれ・巻き込まれ」災害が289人（12.6％）の順となっています。

まとめ

第13次労働災害防止推進計画の目標（平成29年比で、死傷者数を５％以上減少の1,883人以下とし、死亡者数を15％以上減少の17人以下とする。）のいずれもが達成できず、前年比大幅増という最悪の結果となりました。

死亡・重篤災害事例を見ますと、基本的な安全措置を実施していれば防げたとみられる事案が多くを占めています。

あらためて、各事業場にあっては、本質安全化の推進や機械・設備の防護措置を講じるとともに、全員参加による自主的な安全衛生活動を継続し、一人ひとりの安全衛生に対する意識や危険に対する感受性を高めるための効果的な安全衛生教育の実施をお願いします。

なお、「長野労働局ホームページ」や「職場のあんぜんサイト（厚生労働省）」では、死亡災害事例や安全衛生教育教材など様々な情報を掲載していますので、ぜひ御活用下さい。

（長野労働局HP）　（職場のあんぜんサイト）

（長野労働局労働基準部健康安全課）

“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”

図1

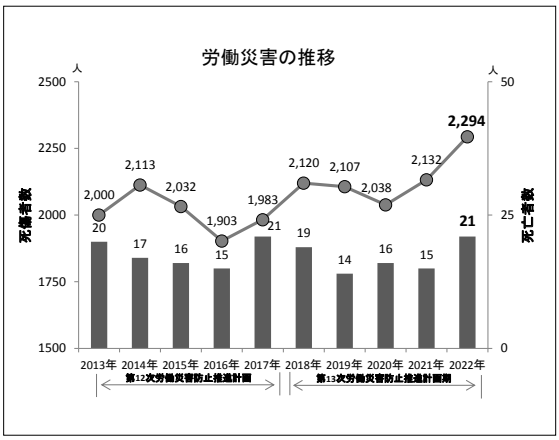

図3

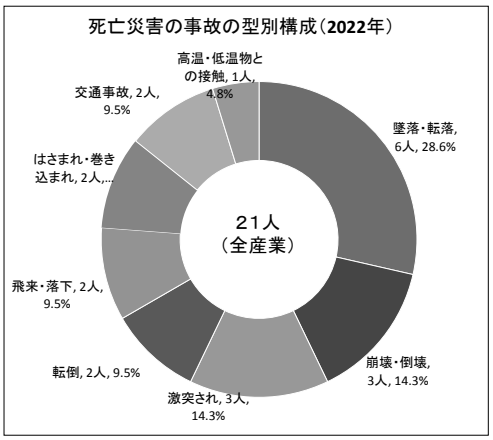

図2

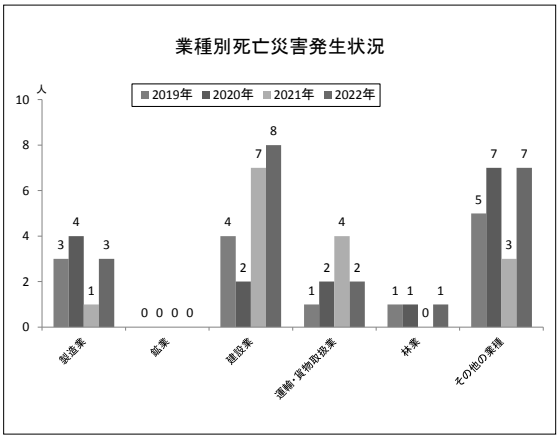

図4

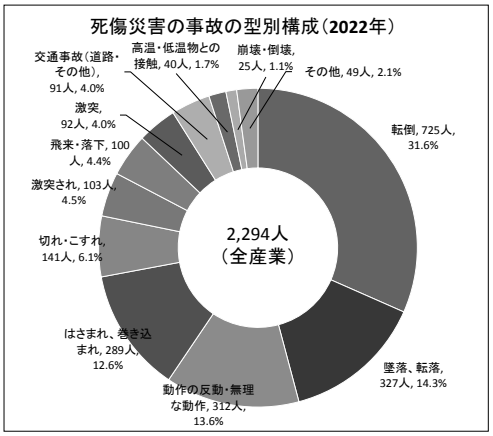

ETC
各種サービスのご紹介

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路㈱発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ITS-TEA
一般財団法人 ITSサービス高度化機構

申込み・問い合わせは
（協） 長野県商工振興会
http://www.alps.or.jp/shoko/
〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

がんへの不安に備える「がん総合共済」

満67歳までの方がご加入いただけます。満80歳までご継続いただけます。

- 年齢・性別問わず、月々の掛金1,500円で、
  ※月々の掛金は、満80歳までかわりません。
- がんと診断されたら ⇒ 50万円
- がんによる入院日額 ⇒ 5,000円

※第1保障区分（満15歳から満64歳まで）の場合です。診断・がん入院ともに満65歳からは保障額がかわります。

- さらに、手術・放射線治療 退院後の通院支援まで保障
- 2口までご加入いただけます。がん診断で100万円

こんな疾病をお持ちの方も大丈夫！ まずはご相談ください。

現在、糖尿病で
通院治療を
しています。

4か月前に
心筋梗塞で
手術をしました。

ながの共済
長野県福祉共済協同組合
フリーダイヤル 0120-86-9431
長野市中御所岡田131-10
長野県中小企業会館３階
fuku@naganokyosai.or.jp 「ながの共済」で検索 http://www.naganokyosai.or.jp

経営者・役員・従業員とそのご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命

従業員のための退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社

経営者・従業員のための万一の保障
団体扱生命保険

団体扱＊（月払）**の場合、**
一般扱（口座振替扱月払等）**で**
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社

＊ 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり－約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程（規約・規則）」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社　松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F　TEL:0263-34-3585
https://www.taiju-life.co.jp/

長野営業部	026-226-2820	諏訪営業部	0266-52-1356	佐久営業部	0267-62-0358
松本営業部	0263-35-8519	あづみ野営業部	0263-84-0256	上田営業部	0268-24-2755
飯田営業部	0265-24-4980	東御営業部	0268-64-5413		

大樹-KB-2019-1064（損保）A-2021-101（2021.4）
R-2021-1001（2021.4）

令和５年度　長野県中小企業団体中央会

理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎理　事　会

日時　令和5年４月21日(金)午後０時30分

場所　長野市「ホテル信濃路」

◎通常総代会

日時　令和5年５月24日(水)午後２時

場所　長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願い致します。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、日程及び開催方法が変更になる可能性がございます。詳細につきましては後日ご案内をお送りいたします。

令和５年度　支部総会日程

支部名	日　程	場　所
上　小	５月９日（火）	上田市「上田東急REIホテル」
下伊那	５月９日（火）	飯田市「シルクホテル」
長　野	５月11日（木）	長野市「ホテルメトロポリタン長野」
佐　久	５月11日（木）	佐久市「佐久グランドホテル」
諏　訪	５月15日（月）	諏訪市「ホテル紅や」
北　信	５月16日（火）	中野市「魚がし」
松　本	５月17日（水）	松本市「ホテルモンターニュ松本」
大　北	未　定	未　定
木　曽	未　定	未　定
上伊那	未　定	未　定

※現時点での予定につき、変更の可能性がございます。開催時間などの詳細につきましては、お送りする案内をご覧ください。

☆働きやすい職場環境づくり
「**企業の社会的責任**（ＣＳＲ）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と**人権教育の推進**」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“ あなたにもできる。
ライフスタイルの見直しで、
１人１日１kg の CO_2 削減 ”

簡単管理　全額非課税　掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用
中小企業退職金共済制度
「中退共」で検索!
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に
月刊 中小企業レポート
MONTHLY REPORT
2023 4 No.557
第557号　令和５年４月10日発行
発行人　井出　康弘
発行所　長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内４Ｆ
TEL.026-228-1171
印刷所　カシヨ株式会社

月刊中小企業レポート　四月号
令和5年4月10日発行（毎月10日発行）　通巻557号
発行人　井出康弘
発行所　長野県中小企業団体中央会

PURPOSE
企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

人を思う。未来を思う。
商工中金

長野支店　〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11　TEL:026-234-0145
諏訪支店　〒392-0026 諏訪市大手1-14-6　TEL:0266-52-6600
松本支店　〒390-0811 松本市中央2-1-27　TEL:0263-35-6211